

現況調査チェックリスト

【 】についての現況の調査書

調査年月日 令和 年 月 日

調査者	氏名・資格	()級建築士 ()登録 第 号		
	建築士事務所名	()級建築士事務所 ()知事登録 第 号 電話番号		
	所在地			
建築主氏名		住所		
計画概要	建築場所			
	主要用途			

チェック項目		適否判定 <small>注1</small>	既存不適合 <small>注2</small>	添付図書	備考	
集団規定	道路後退	法42条2項		※写真添付（該当の場合）		
	高さ	法56条		※写真添付（外観写真2面以上）		
	隣接建築物等との関係			※写真添付（隣棟との離隔状況）		
	その他					
単体規定（構造規定・設備規定以外）	屋根	法22条				
	外壁	法23条				
	木造特建の外壁	法24条				
	防火壁	法26条				
	耐火・準耐火	法27条				
	防火区画	令112条			写真添付（貫通処理等）	
	界壁・隔壁	令114条			写真添付（貫通処理等）	
	敷地の安全	法19条				
	採光	法28条				
	換気	法28条				
	シックハウス等	法28条の2				
	地階の居室	法29条				
	界壁遮音	法30条				
	天井・床高さ等	令21条～令22条				
階段	令23条～令27条			写真添付		
客席からの出入口	令118条			写真添付		
廊下	令119条			写真添付		
直通階段	令120条、令121条			写真添付		
避難階段等	令122条～令124条			写真添付		
屋外への出入口	令125条					
敷地内通路	令128条、128条の2					
排煙設備	令126条の2～3			写真添付		
非常用照明	令126条の4～5			写真添付		
非常用進入口	令126条の6～7			写真添付		
特殊建築物等の内装	法35条の2			写真添付（内部写真数箇所）		
県条例	がけ	条例2条				
	敷地、接道	条例4、5、7条				
	出入口、廊下等、階段等	条例7条の2～5				
	学校の規定	条例8条、9条				
	共同住宅等の規定	条例10条、11条				
	ホテル旅館の規定	条例17条				
	劇場等の規定	条例19条～25条				
	自動車車庫・修理工場の規定	条例28条～30条				
	物販等の規定	条例31条～33条				
	災害危険区域内の建築制限	条例35条				

【備考欄】

【】についての現況の調査書

調査年月日 令和 年 月 日

チェック項目			適否判定 注)1	既存不適合 注)2	添付図書	備考
共通	地盤の状況	令38条			地盤調査書	
	基礎の形状・寸法・配置	令38条			写真添付(形状、配筋等)	
	構造部材の劣化	令37条			※写真添付(柱脚、土台、ひびわれ等)	
	屋根葺き材等の緊結方法	令39条				
木造	部材の形状・寸法・配置				写真添付	
	土台及び基礎	令42条			写真添付(アンカーボルト、土台の状況)	
	柱の小径	令43条				
	構造耐力上必要な軸組等	令46条			※写真添付 注)3 写真添付(柱、横架材、小屋組、火打ち等)	
	継手又は仕口	令47条			※写真添付(各階の接合金物) 注)4	
	外壁内部等の防腐措置	令49条				
構造規定	部材の形状・寸法・配置	令69条等			※写真添付(柱、梁、プレース等) 注)3 注)5	
	材質・強度					
	柱脚	令66条			写真添付、溶接調査結果資料 (溶接調査、BPL、アンカーボルト、コンクリート部等の材質・形状調査)	
	接合部・継手	令67条			※写真添付、溶接調査結果資料(溶接調査、ボルト・ダイアフラム・接合プレートの材質・形状調査) 注)3 注)5	
	柱の防火被覆	令70条			写真添付	
RC造	部材の形状・寸法・配置				※写真添付(柱、梁、耐震壁等) 注)3	
	コンクリート強度	令74条			強度試験結果(コンクリートコアは各階採取)	
	柱・梁・耐震壁の配筋	令77条～79条			写真添付、調査結果資料(各階の柱、梁、耐震壁それぞれの配筋・かぶり厚調査)	
S R C 造	部材の形状・寸法				写真添付	
	鉄骨造の規定	鉄骨造欄				
	RC造の規定	RC造欄				
その他	部材の形状・寸法	令80条の2			写真添付	
	告示の規定 注)6	令80条の2			※特定行政庁、確認検査機関に相談	
	構造計算	令81条～				
	建築設備の構造強度	令129条の2の4				
設備規定	電気設備	法32条				
	避雷設備	法33条				
	昇降機	法34条				
	浄化槽	法36条				
	給排水設備	令129条の2の5				

* 本様式は棟ごとに作成してください。

* 敷地内の別棟増築(防火避難上、構造上別棟は除く)の場合については、原則添付書類は不要とします。

* 調査者が複数の場合は担当した調査事項を備考欄に記入して下さい。

* 記載欄が不足する場合は、適宜別紙を添付してください。

* 法6条1項4号建築物の添付図書は、「※」マークがついている項目とします。

* 必要がある場合はその他に特定行政庁、指定確認検査機関が求めることがあります。

* 法6条1項4号以外の建築物は、(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震断と補強方法」「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」「既存鉄骨筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に基づく同等の調査を行い、その結果を添付してください。

注)1 適否判定欄は、現行調査結果が現行法要件を満たすかで判断します。

「○」: 現行法要件を満たす場合。「×」: 現行法要件を満たさない場合。「-」: 現行法要件が及ばない場合。

注)2 既存不適合欄は、適否判定欄が「×」である場合、当該規定が着工当時の法の規定を満たすかで判断します。

「○」: 着工当時の法の規定を満たす場合。「×」: 着工当時の法の規定を満たさない場合。

注)3 法第6条第1項第4号に該当する建築物については各階数か所でも可。ただし、確認済証の無いものは原則全数とします。

注)4 法第6条第1項第4号に該当する建築物については、平成12年6月1日以降に建築されたものの適用し、撮影個所は各階数か所程度。ただし、確認済証の発行のないもの及び中間検査の対象建築物で中間検査合格証の発行されていないものは原則全数とします。

注)5 プレース構造は柱、梁、プレースの写真、ラーメン構造は柱、梁、柱梁接合部の写真を添付してください。

注)6 2x4の建築物の場合はくぎのピッチ、種類の確認できる書類・写真の添付必要(4号建築物含む)。